

## 鳥取県CO2削減につながる省エネ推進モデル事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県CO2削減につながる省エネ推進モデル事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、地球温暖化対策に係るCO2の排出削減に向けて家庭における省エネ対策を幅広く浸透させるため、市町村または民間団体等が実施する住民向けの普及啓発の取組を支援し、地域における省エネ意識の定着を図るとともに、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロとなるゼロカーボン達成を目指す県民意識の醸成を目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について同表の第2欄の要件を満たす同表の第3欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第6欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 本補助金とは別に補助金等を受けている場合は重複する対象経費を補助対象としないものとする。
- 4 なお、本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、「県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者」をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、別表の第7欄に掲げる日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）もしくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
  - (2) 補助事業の目的、効果に変更をもたらす変更
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、生活環境部長が別に定める期間)とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年3月30日から施行し、令和3年度に実施する事業から適用する。

附 則

この改正は、令和4年3月30日から施行し、令和4年度に実施する事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第6条関係）

1 補助事業	2 補助要件	3 事業実施主体	4 補助対象経費	5 補助率	6 限度額	7 交付申請 時期
<u>市町村連携型</u> ゼロカーボン普及啓発事業	市町村が行う個々の家庭における省エネ・CO2削減が図れ、かつモデル事業として他市町村の意識改革に繋がる先進的な取組であること。	環境省が推進する「ゼロカーボンシティ」の表明を行った市町村（年度内表明予定含む）	報償費、旅費、消耗品費、使用及び賃借料、食糧費、通信運搬費、印刷製本費、備品購入費、その他生活環境部長が認めた補助事業に要する経費	1 / 2	1,000 千円	事業開始の20日前まで
<u>民間連携型</u> ゼロカーボン普及啓発事業	ゼロカーボン達成に向けた意識啓発につながる取組（普及啓発イベント、ワークショップ、セミナー等）であること ※ただし従前からの継続事業の場合は、本補助金を活用することによる新規性が認められるものに限る。	NPO法人、民間団体等（※社会貢献的な活動を対象とし、自社の営利のみの追求や受益者が事業実施関係者に限られるものを除く。）	<u>普及啓発イベント等開催のための謝金、旅費、材料費、その他別に定める審査会で認められた経費</u>			別に定める審査会による採択結果の通知日から14日以内

様式第1号（第4条、第7条関係）

鳥取県 CO2 削減につながる省エネ推進モデル事業補助金 事業計画（報告）書

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業内容	<p>（記載に当たっては、具体的にどのような要素としてゼロカーボン達成に向けた意識啓発に資するものか、また従前からの継続事業の場合はどういった点において新規性があるかなど具体的に記入してください）</p>
4 他の補助金の活用の有無	<p>有 ・ 無</p> <p>※他の補助金等の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金等名やその事業内容、当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。</p>
5 特記事項	<p>※実施事業のうち、対象経費が委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載してください。 ※消費税の取り扱いについて、一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者に該当する場合は、その旨を記載してください。</p>

様式第2号（第4条、第7条関係）

鳥取県CO2削減につながる省エネ推進モデル事業補助金 収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
自己資金		
県補助金		鳥取県CO2削減につながる省エネ推進モデル事業補助金
その他の収入		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
合 計		

※欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること

※収支決算書提出の際は領収書等の経費を証明する書類を添付すること

様

職 氏 名 印

鳥取県CO2削減につながる省エネ推進モデル事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県CO2削減につながる省エネ推進モデル事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県CO2削減につながる省エネ推進モデル事業補助金交付要綱（令和2年4月1日付第201900285095号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第 4 号（第 7 条関係）

番 年 月 号 日

鳥取県知事 様

住 所  
申請者 氏 名 (印)

鳥取県 CO2 削減につながる省エネ推進モデル事業補助金 仕入控除税額確定報告書

年 月 日第 号により交付決定があった鳥取県 CO2 削減につながる省エネ推進モデル事業補助金について、鳥取県 CO2 削減につながる省エネ推進モデル事業補助金交付要綱第 7 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第 18 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
(要県補助金返還相当額)  
金 円

(注) 別紙を添付すること。

(別紙)

鳥取県 CO2 削減につながる省エネ推進モデル事業補助金に係る仕入控除税額

1 補助金確定（見込）額

円

2 仕入控除税額の概要

(1) 補助金の使途の内訳

(単位：円)

区 分	課税仕入			非課税仕入 使用分	合 計
	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳					
	合 計				

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること